

京都地方税機構への国民健康保険料滞納整理事務の移管について

国民健康保険料における収納率向上施策の一つである京都地方税機構への国民健康保険料滞納整理事務の移管について、京都地方税機構と具体的な取り組みに向けた調整を行ってきたところですが、以下のとおり、移管予定時期も含めた概要を取りまとめましたので報告いたします。

1. 移管について

本市では、既に税業務の一部を京都地方税機構へ移管しているところですが、国民健康保険料の滞納整理事務についても、専門的知識を有する職員による適正・確実な徴収や、国民健康保険料以外に税の滞納がある場合にも一体的な納付相談・債権確保が可能となること等により、収納率向上及び徴収コストの削減等が見込まれることから、このたび、平成32年4月1日の移管実施に向けて取り組みを進めていくものです。

2. 経過及び背景等

(1) 経過

本市の国民健康保険料の移管については、機構の状況を十分に見極めながら検討するとしていたところですが、機構の設立から約8年が経過した現在の状況、及び京都府国民健康保険運営方針や宇治市国民健康保険運営協議会の答申等をふまえて、これまで実施に向けた検討を進めてきたところです。

(2) 府内の動向

現在、国民健康保険料（税）の滞納整理事務については、以下のとおり京都市を除く府内25市町村中、21市町村が移管しています。

- ・ 機構設立時 福知山市、宮津市、城陽市、京田辺市、京丹後市、木津川市及び府内すべての町村
- ・ 平成25年度 綾部市
- ・ 平成26年度 南丹市
- ・ 平成30年度 亀岡市、八幡市

3. 移管のメリット等

機構における専門的知識を有する職員による適正・確実な徴収や、国民健康保険料以外の税目の滞納がある場合にも一体的な納付相談・債権確保が可能となること等により、収納率の向上及び徴収コストの削減等が見込まれます。

なお、移管に伴い、機構への負担金や派遣職員が必要となるものの、その金額及び職員数については、移管実施までに機構と調整を行う予定です。

4. 業務の分担

移管実施後は、納期限から一定期間経過した国民健康保険料について、以下の分担で業務を行います。

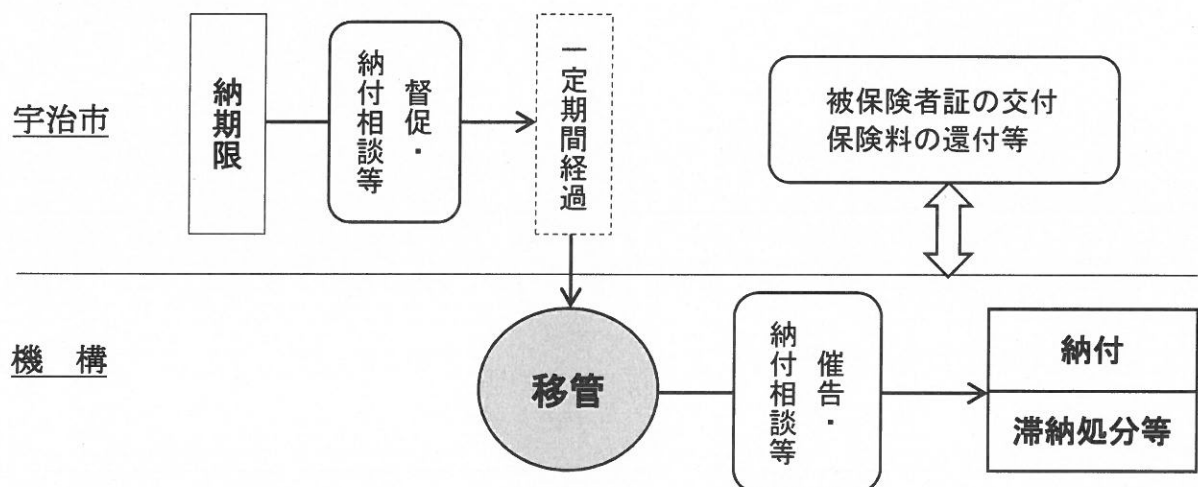
(1) 本市が行う業務

督促状の発付、短期証・資格証明書の交付、国民健康保険料の還付等

(2) 機構が行う業務

納付相談、催告、滞納処分等

5. 主な業務フロー



6. 今後のスケジュール

平成 31 年 4 月	被保険者への周知
5 月以降	市政だより掲載
7 月以降	滞納世帯への催告兼移管予告通知発送
平成 32 年 4 月	移管実施